

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6, 7号機（496）」

2. 日時：平成28年12月26日 10時50分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、岡本安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、  
中原安全審査官、村上安全審査官、大塚係員

（安全技術管理官（地震・津波担当）付）

藤田技術研究調査官、福西技術参与、鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術  
グループマネージャー 他9名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

〈竜巻影響評価について〉

○竜巻影響評価の許可段階及び工事計画段階における進め方について、以下の点を考慮した上で、フロー図に整理した上で説明すること。

1. 想定飛来物を、空力パラメータの観点から、整理及び類型化しているか説明すること（荷重の他の観点も考慮が必要）。
2. 類型化された飛来物の飛来評価及び風速場について、感度解析の考え方（飛来物の特徴を踏まえて飛来物の初期位置、拘束条件及び地面付近の効果等、どのパラメータをどの程度振るか）を説明すること。
3. 感度解析の結果に基づいて、各パラメータに考慮すべき保守性の考え方を説明すること。
4. 初期高さの考え方については、海外の基準に加え、現象論の観点からも説明すること。
5. 飛来物のうち、自動車については、プラント共通で存在している物体であるため、個別の設計の考え方を説明すること。
6. ランキンモデル（というより先行の解析の考え方）との違いが分析されているか説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について（平成28年12月19日提出資料と同じ）